

第5号議案 会長候補者選出の件

会長については、選任された理事の中から理事会が選定するとされており（定款第25条第2項）、理事の選任は今総会の第3号議案により決するところである。他方、選任された理事の中から、社員総会の決議により会長候補者を選出し、これを理事会に意見提出することができる（定款第15条第3号、役員選出規程第21条第2項）。

2024年11月13日付けで公示した役員改選について、2025年1月8日から2025年1月29日の期間に立候補申請を受け付けたところ、会長候補者の定数1名に対して1名の立候補があった。

但し、

- 1) 本議案の対象者は、第3号議案の採決を経ないと確定することができないため、事前に提出される「議決権行使書」による議決権の行使はできない。
- 2) 第3号議案で理事に選任された者のうちに、あらかじめ立候補していた会長候補者がいないときは、本議案の決議は行わない（役員選出規程第22条第2項）。
- 3) 行使された議決権の過半数の賛成を得た会長候補者がいないときは、社員総会選出会長候補者は該当者無しとする（役員選出規程第19条第6項）。
- 4) 上記2) または3) の場合、役員選出規程第17条第3項及び第4項に準拠し、直近の理事会において単記無記名投票により会長を選定することとする。

【会長候補者】 候補者：1名

定 数：1名

1	<small>やまもと</small> 山本	<small>しんいち</small> 伸一	(男性、60)
---	---------------------------	---------------------------	---------